

東京都社会参加等応援事業実施要綱

4 福保生地第 1 8 5 3 号

令和 5 年 3 月 2 7 日

(目的)

第 1 本事業は、東京都ひきこもり支援協議会によるひきこもりに係る支援の充実に向けた提言（令和 3 年 8 月）の理念及び「ひきこもり等のサポートガイドライン（令和 5 年 3 月）」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、主に都内でひきこもり支援に係る活動を行う団体と連携・協働し、都内に在住する中高年層を含めた全年齢のひきこもり等の状態にある当事者及びその家族、きょうだい安心して利用できる支援団体等の選択肢を広げ、居場所等を確保するとともに、区市町村等の支援機関等と協力して、当事者・家族等に寄り添い、見守り、伴走し続ける地域の理解者や協力者を広げていくことを目的とする。

(定義)

第 2 本事業において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「支援団体等」とは、主に都内でひきこもり支援に係る活動を行う団体で、地域家族会、当事者団体を含む。
- (2) 「連携団体」とは、支援団体等のうち、ガイドラインの理念に沿って、当事者の尊厳を守り、回復することを目的として、当事者・家族等へのサポートを行う支援団体等について、東京都（以下「都」という。）による現地確認等を経た上で、都と連携に関する協定を締結したものをいう。
- (3) 「サポート」とは、支援、相互扶助、緩やかな繋がりなどを担うことをいう。

(事業の内容)

第 3 都は、連携団体と連携・協働して、次に掲げる事業を行う。

- (1) 連携団体との相談支援における連携・協働  
東京都ひきこもりサポートネットの相談支援において、連携団体と相互に連携・協働して当事者・家族等をサポートする。
- (2) 連携団体に関する情報提供等  
連携団体の取組について、都民及び区市町村に広く周知・情報提供を行い、当事者や家族等が安心して利用できる支援の選択肢を広げる。
- (3) 連携団体に対する取組  
連携団体のサポートの活動に資する取組として、専門家によるコンサルティングや研修機会を提供するとともに、連携団体同士の交流会、合同説明相談会等を企画、実施する。

(実施主体)

第 4 本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の全部又は一部を委託して実施するこ

とができる。

**(その他)**

第5 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別途東京都社会参加等応援事業実施要領において定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京都ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業実施要綱（平成23年1月21日付22青総青第968号）は廃止する。